

介護職員等の処遇改善への措置を求める意見書

少子高齢化社会の進行や家族形態の変化等により介護サービスに対するニーズが大きく高まる中で、人材不足、大規模災害への対応など、介護業界を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

介護施設等は国の基準に基づいた公定価格により運営され、物品費や水道光熱費等の値上がり分をサービス利用料に価格転嫁することができず、経営を圧迫している。また厚生労働省の令和6年度賃金構造基本統計調査によると、介護等の平均賃金は27万2,400円と全産業の平均と比較して5万8千円低い状況にある。これは令和6年度の制度改正によるプラス1.59%の介護報酬改定では他産業の賃金水準との差を縮小するには至らず、なおかつ直近1年間でも物価高騰に歯止めがかからない現状に追いついていない。

このように職員の処遇改善を十分に行うことができない状況は、介護職員をさらに不足させ、介護サービスの質の低下を招き、安定的な提供を妨げる大きな要因になり得るものであり、その解消に向けた介護職員等の賃金向上等、さらなる処遇改善の実施が喫緊の課題となっている。

よって、国においては、臨時的な報酬や公定価格の改定など、介護職員等の処遇改善に向けた特段の措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月8日

松江市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、厚生労働大臣